

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成23年8月9日

岡 山 市 長 高 谷 茂 男

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デオデオ東川原店

所在地 岡山市中区東川原215番地1

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社エディオン

住所 広島市中区紙屋町二丁目1番18号

代表者の氏名 代表取締役社長 久保 允誉

(3) 変更事項

①大規模小売店舗を設置する者の住所

株式会社エディオン

（変更前）東京都千代田区外神田一丁目9番14号

（変更後）広島市中区紙屋町二丁目1番18号

②大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

株式会社エディオン

(変更前) 東京都千代田区外神田一丁目9番14号

(変更後) 広島市中区紙屋町二丁目1番18号

(4) 変更年月日

平成23年6月29日

2 届出年月日

平成23年8月1日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成23年8月9日から平成23年12月9日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業課